

令和5年11月21日

古市駅西駐車場領収書における羽曳野市登録番号の記載誤りについて

羽曳野市都市開発部都市計画課において、領収書に記載している羽曳野市登録番号に誤りがあったことが判明しましたので、ご報告いたします。

概要	古市駅西駐車場で発行している領収書について、インボイス制度の羽曳野市登録番号の記載に誤りがあった。 誤：T100002027221（12桁） 正：T1000020272221（13桁）
原因	インボイス制度について、古市駅西駐車場の機器の管理を委託している業者に制度への対応をお願いし完了の報告を受けていたが、その際に記載番号の誤りに気付かなかったため。 また、委託業者により令和5年10月11日に番号誤りの修正処理が行われたが、その報告が無かったことで、令和5年11月6日の通報があるまで、記載誤りの事実の判明に時間を要したものである。
対応	誤った番号を記載して領収書を発行していた期間は令和5年10月1日～10月11日の11日間であり、その間の領収書発行枚数は173枚。 個人を特定できるような情報は無いため、本市ウェブサイト、本市広報誌及び駐車場内への案内文の掲示等を通じて、対象者に周知を行う。 対象者には、本市都市計画課窓口で領収書の再交付を実施する。また、希望された場合は郵送（本市負担）での再交付も実施する。
再発防止	報告等があった際には、常に複数人でチェックを行い、誤りに気付けるような体制づくりを目指します。 また、委託先には、トラブル等が発生した際には、迅速に連絡を行い委託元の指示に従うよう指導を行います。
コメント	（都市開発部長） 本来規範となるべき行政機関において、このような事態を招いたことを重く受け止め、あらためて深くお詫び申し上げます。 今後このような事態が起こらないよう、事務処理におけるチェック体制の強化等について指導を徹底し、再発防止に取り組みます。
問合せ	羽曳野市 都市開発部 都市計画課 電話番号 072-958-1111（内線 2571、2572、2573）